

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成26年度第1期募集 法律科目試験問題

民事訴訟法

平成25年8月31日(土) 15:15~16:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の問いに答えなさい。（配点：40点）

Xは、造成された住宅地の1戸分を買い、家を建てて住んでいる。その後に、Yが隣地を買い、家を建てて住みこんできたのをきっかけとして、XとYの間に両地の境界をめぐる争いが生じ、XはYに対して境界確定の訴えを提起した。

その境界確定の訴えはいかなる法的な性質を有するか、また、裁判所が境界を確定するにあたり申立拘束原則（民事訴訟法246条）や（不）利益禁止原則が適用されるかについて、それぞれ判例および学説上の見解の対立に必ず言及のうえ、設例に即して具体的に論じなさい。

以上